

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書

北朝鮮は、我が国の排他的経済水域に繰り返し弾道ミサイルを発射し、9月には5回目の核実験を強行した。国連安全保障理事会決議の明白な違反であり、我が国と北東アジア地域の平和と安定を脅かす暴挙であり断じて容認することはできない。

加えて、北朝鮮は今も拉致した多数の我が国国民を不法に抑留し続けている。数十年も自由を奪われている被害者本人と帰国を待つ家族の忍耐はもはや限界を超えており、重大な人権と主権の侵害である。

我が国政府は、全ての被害者の安全確保と早急な帰国を最優先課題としている。核実験暴挙があった現時点でも、政府はあらゆる方策を講じて拉致被害者を取り戻す努力を続け、全員の早急な帰国を実現させなければならない。

よって、国会及び政府は、北朝鮮との対話の窓口を堅持しつつ、関係各国との緊密な連携及び国連を中心とする多国間の協議等を踏まえながら、対話と圧力、行動対行動の原則を貫き、あらゆる手段を講じて日本人拉致問題の早急な完全解決のために全力を尽くして取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月13日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	伊達	忠一	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
総務大臣	高市	早苗	殿
外務大臣	岸田	文雄	殿
内閣官房長官	菅	義偉	殿
拉致問題担当大臣	加藤	勝信	殿